

国立研究開発法人国立環境研究所表彰規程

平成 14 年 3 月 22 日 規程第 62 号

平成 18 年 3 月 31 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）で、顕著な功績があり他の模範として推奨に値するものの表彰等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類等)

第 2 条 表彰は、功績表彰と永年勤続表彰とする。

2 功績表彰は、次の各号の一に該当する職員等に対し、N I E S 賞を授与することにより行う。

- 一 研究終了時の研究評価において極めて高い評価を得た研究課題の課題代表者
- 二 国際的な研究活動において内外から高い評価を得た者
- 三 研究所の活動の発展に多大な貢献をした者
- 四 その他前各号に準じ、理事長が特に表彰する必要があると認める者

3 永年勤続表彰は、研究所（国立公害研究所及び国立環境研究所を含む。）の勤続期間が次の各号の一に該当（国の機関等における勤続期間を考慮し理事長が必要と認めた者を含む。）し、かつ勤務成績良好な者に対し、同一人に各一回限り行う。

- 一 満 20 年以上満 30 年未満
- 二 満 30 年以上

(被表彰者の決定)

第 3 条 被表彰者の決定は、理事長が行う。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰には、副賞として研究奨励金の配分又は記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第 5 条 功績表彰は、その事由が発生した都度行う。

2 永年勤続表彰は、毎年、研究所創立記念日（3 月 15 日）に行う。ただし、特に必要があるものについては、随時行うことができる。

(死亡又は退職した者の表彰)

第 6 条 功績表彰又は永年勤続表彰を受ける資格を有する者が、表彰の日前に死亡し、又は退職した場合は、当該死亡又は退職の日にさかのぼって表彰を行うことができる。

(表彰委員会)

第 7 条 理事長は、必要に応じ表彰委員会を設けその意見を聴くことができる。

(実施細目)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 18 年 3 月 31 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 27 年 3 月 13 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。